

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、親しみのある「食」と「農」の関係づくりの実現を目指し実施する山口市食と農のネットワーク推進事業(別表に掲げる事業。以下「事業」という。)の円滑な推進を図るため、当該事業に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、農地所有者等(以下「事業実施主体」という。)が行う事業に要する経費について補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金(以下「補助金」という。)の対象となる事業種目、補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を事業実施主体に通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体(以下「交付対象者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の承認申請等)

第6条 交付対象者は、事業の内容について変更を加えようとするときは、あらかじめ、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金変更承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容について適正であると認めるときは、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第7条 交付対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金実績報告書(別記第3号様式。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付対象者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払又は前金払により補助金を交付することができる。

3 交付対象者は、概算払又は前金払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金概算払(前金払)請求書(別記第5号様式)により、市長に請求しなければならない。

(他の用途への使用の禁止)

第11条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消等)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は別表に定める事業に係る要綱、要領等に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市みのりとところのネットワーク推進事業費補助金交付要綱(平成16年山口市制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業種目	補助対象経費	補助率
山口市市民農園開設促進事業	市民農園開設促進事業実施計画に基づく市民農園の開設に要する経費	定額 50千円

別記第1号様式（第3条関係）

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

年度において下記のとおり事業を実施したいので、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 経費の配分
- 5 事業完了予定年月日
- 6 収支予算
- 7 その他

- 1 事業種目：
- 2 事業の目的

- 3 事業の内容
事業実施計画のとおり

4 経費の配分

事業種目	補助対象に要する経費	負担区分		備考
		市補助金	その他	
	円	円	円	

- 5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備考
1 市補助金	円	
2 その他		
3 合計（1 + 2）		

(2) 支出の部

事業種目	本年度予算額	備考
	円	
合 計		

- 7 その他

別記第2号様式（第6条関係）

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった山口市食と農のネットワーク推進事業の実施については、下記のとおり変更したいので、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目：
- 2 変更の理由

- 3 変更計画の内容
事業実施計画のとおり

(注) 以下別記第1号様式の記に準じて作成することとし、上段に () 書きで変更前、下段に変更後を記載すること。

別記第3号様式（第8条関係）

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け指令 第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業種目：
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 経費の配分
- 5 事業完了年月日
- 6 収支精算
- 7 その他

- 1 事業種目：
- 2 事業の目的

- 3 事業の内容
実績報告書のとおり

- 4 経費の配分

事業種目	補助対象に要した経費	負担区分		備考
		市補助金	その他	
	円	円	円	

- 5 事業完了年月日 年 月 日

- 6 収支精算

- (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 市補助金	円	円	円	円	
2 その他					
3 合計(1 + 2)					

- (2) 支出の部

事業種目	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

- 7 その他

別記第4号様式（第10条関係）

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金請求書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
電話番号
担当者名

年 月 日付け指令 第 号で確定通知のあった山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金について、補助金 円を交付されるよう、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業種目	事業費	市補助金	既受領額	今回請求額
	円	円	0円	円

金融機関	銀行・金庫・農協		支店・支所					
預金種別	普・当・（ ）	口座番号						
(フリガナ) 名義人								

別記第5号様式（第10条関係）

山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金
概算払（前金払）請求書

年 月 日

山口市長 様

住所
氏名
電話番号
担当者名

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金について、事業遂行上必要があるため補助金 円を概算払（前金払）により交付されるよう、山口市食と農のネットワーク推進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業種目	事業費	市補助金	既受領額	今回請求額	残額
	円	円	円	円	円

金融機関	銀行・金庫・農協		支店・支所						
預金種別	普・当・（ ）	口座番号							
(フリガナ) 名義人									

